

平成二十年農林水産省令第二十四号

森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令を次のように定める。

(法第三条の二第一項の主務省令で定める事項)

第一条 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)以下「令」という。別表第一の項のトの二欄に掲げる要件に該当する第一種事業(以下「第一種林道事業」という。)に係る環境影響評価法(以下「法」という。)第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種林道事業に係る規模(事業の対象となる林道の幅員及び延長をいう。以下同じ。)、区域又は構造物等の構造若しくは配置に関する事項であつて、次に掲げるものを含むものとする。

一 第一種林道事業の種類(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業のうち森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)別表第三林道の開設に要する費用の項第六号に規定する林道に係るもの、同表林道の拡張に要する費用の項第一号(二)に規定する林道に係るもの又は同項第二号(三)に規定する林道に係るものとの別。以下同じ。)

二 第一種林道事業の規模

三 第一種林道事業が実施されるべき区域

四 林道の設計の基礎となる自動車の速度

五 主要な構造物の種類及び配置計画

(計画段階配慮事項に係る検討)

第二条 第一種林道事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

(区域等に関する複数案の設定)

第三条 第一種林道事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、第一種林道事業に係る規模、区域又は構造物等の構造若しくは配置に関する複数の案(以下「区域等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該区域等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 第一種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定による区域等に関する複数案の設定に当たっては、規模又は区域に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種林道事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために構造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一項の規定による区域等に関する複数案の設定に当たっては、第一種林道事業に代わる事業の実施により第一種林道事業の実施が想定される区域(以下「第一種林道事業実施想定区域」という。)内の森林の整備が促進される場合その他の第一種林道事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合は、その理由を明らかにするものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第四条 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うために必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種林道事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的情況(以下この条から第十条までに規定する「地域特性」という。)に關し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

及ぼす第一種林道事業の内容(以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。)並びに第一種林道事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的情況(以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。)に關し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

イ 第一種林道事業実施想定区域及び第一種林道事業の規模

ロ 第一種林道事業の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要

ハ 主要な構造物の種類及び配置計画並びに林道の供用に伴い予定される自動車の走行の概要

二 その他の事項

イ 第一種林道事業実施想定区域及び第一種林道事業の規模

ロ 第一種林道事業の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要

ハ 主要な構造物の種類及び配置計画並びに林道の供用に伴い予定される自動車の走行の概要

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

イ 気象の状況

(2) 水象及び水の濁りの状況(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。)

一 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

二 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

三 土壌の状況

四 地形及び地質の状況

五 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

六 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

七 一般環境中の放射性物質の状況

八 その他の事項

口 社会的状況

一 人口及び産業の状況

二 土地利用の状況

三 河川及び湖沼の利用の状況

四 交通の状況

五 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

六 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

七 その他の事項

一 第一種林道事業を実施しようとする者は、前項第一号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

二 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。

三 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況について予測された結果を把握すること。

(計画段階配慮事項の選定)

第五条 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条第一項の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、第一種林道事業に伴う影響要因(環境影響を及ぼすおそれがある要因をいう。以下同じ。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素(環境の構成要素をいう。以下

同じ。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で、当該選定を行わなければならぬ。

前項の検討は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに行うものとする。

第一種林道事業に係る工事の実施(第一種林道事業の一部として行う第一種林道事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。)

第一種林道事業に係る工事が完了した後の林道の存在及び当該林道の供用に伴い予定される自動車の走行

第一種林道事業に係る林道の撤去又は廃棄が予定されている場合にあっては、当該撤去又は廃棄

第一項の検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号及び第五号に掲げるものを除く。)

大気環境(気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境をいう。以下同じ。)

大気質

騒音(周波数が二十ヘルツを超えるか、百ヘルツ以下の音によるものを含む。第二十一条第四項第一号イ(2)において同じ。)及び超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。同号イ(2)において同じ。)

振動

悪臭

(1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

水環境(水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境をいう。以下同じ。)

水質(地下水の水質を除く。第二十一条第四項第一号ロ(1)及び別表第一において同じ。)

地形及び地質

地下水の水質及び水位

(1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハその他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。)

地盤

土壤

その他の環境要素

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号及び第五号に掲げるものを除く。)

動物

植物

ハ生態系

人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第五号に掲げるものを除く。)

イ景観

ロ人と自然との触れ合いの活動の場

四環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。)

イ廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。)

ロ温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。)

五一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

放射線の量

第一項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条第一項の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて行うものとする。

第一種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合は、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第一種林道事業を実施しようとする者は、第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行つたときは、選定の結果を一覧で見るよう整理するとともに、第一項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

六(計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法)

第六条第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法は、第一種林道事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、区域等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに關し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に關し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の觀点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の觀点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他のお注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

三前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるものに代表される生息系の保全上重要な自然環境が存在する空間全体に対する影響の程度を把握できること。

イ自然林、湿原等であつて人為的な改変をほとんど受けっていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

ロ里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの

ハ水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

二都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)及び水辺地等であつて地域を特徴づける重要な自然環境

四前条第三項第一号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に關し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに對する環境影響の程度を把握できること。

五前条第三項第一号ロに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に關し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第五号に掲げるものを除く。)

然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関する選定事項についてはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関する選定事項についてはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、放射線の量の変化を把握できること。

(計画段階配慮事項についての調査の手法)

第七条 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての調査の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 調査すべき情報、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は第一種林道事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下第九条から第十四条までにおいて「関係地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査又は踏査その他の方法（第三項において「現地調査等」という。）により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する

三 調査の対象とする地域（次条第一項第二号において「調査地域」という。）第一種林道事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

五 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一項の規定による調査の手法の選定により現地調査等を行う場合は、当該現地調査等の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

六 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開開に当たつて種及び場所を特定できないようすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

(計画段階配慮事項についての予測の手法)

第八条 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう区域等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、第五条第二項各号の区分に応じて、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域（第三項において「予測地域」という。）調査地域のうちから適切に選定された地域

2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

3 第一種林道事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見がない場合に蓄積されていない場合において、計画段階配慮事項についての調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 第三条第一項の規定により区域等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとに、選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

二 区域等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種林道事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種林道事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

三 国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

四 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

イ 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの

ロ 工事の実施に当たつて長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの

五 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を、第四条第一項の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

六 第一種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

七 第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の結果、区域等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必

要に応じ計画段階配慮事項及び手法の選定を追加的に行うものとする。

八 第一種林道事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第十一條 第一種林道事業に係る法第三条の七第二項の計画段階配慮事項についての検討に当たつて関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

(関係地方公共団体及び一般からの意見聴取)

第十二条 第一種林道事業を実施しようとする者が、第一種林道事業に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を求める場合においては、関係地方公共団体の長及び一般の意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

2 前項の意見を求める場合において、第一種林道事業の計画の立案が段階的に行われるものであるときは、当該立案の過程において、第一種林道事業に係る配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるように努めるものとする。

3 第一種林道事業を実施しようとする者が、第一種林道事業に係る配慮書の案について法第三条の七第一項に規定する意見を求める場合には、まず一般の環境の保全の見地からの意見(以下「一般の意見」という。)を求め、次に関係地方公共団体の長の環境の保全の見地からの意見(以下「関係地方公共団体の長の意見」という。)を求めるよう努めるものとする。

4 第一種林道事業を実施しようとする者が、第一種林道事業に係る配慮書について、法第三条の七第一項に規定する意見を求める場合には、法第三条の四第一項に規定する主務大臣への送付をした後、速やかに、関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見を同時に求めるよう努めるものとする。

(一般からの意見聴取の方法)

第十三条 第一種林道事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の翌日から起算して三十日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 第一種林道事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第一種林道事業の名称、種類及び規模

三 第一種林道事業実施想定区域

四 配慮書の案又は配慮書の縦覧等の方法及び期間

五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。

三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。

四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 第一種林道事業を実施しようとする者の事務所

二 関係地方公共団体の協力が得られた場合にあつては、関係地方公共団体の庁舎その他の関係地方公共団体の施設

三 前二号に掲げるもののほか、第一種林道事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

4 第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 第一種林道事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
- 二 関係地方公共団体の協力を得て、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載すること。
- 三 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種林道事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種林道事業を実施しようとする者に対し、意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 四 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
- 五 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- 六 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(関係地方公共団体からの意見聴取の方法)

第十四条 第一種林道事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について前条の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び当該意見に対する第一種林道事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を添えて、関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日以上の期間を定めて意見を求めるものとする。

2 第一種林道事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

3 第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種林道事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見及び見解に配意するよう努めるものとする。

4 第二項に規定する地域の全部が一の法第十条第四項の政令で定める市に限られるものである場合は、当該市長が、第一項の書面の送付を受けたときは、第一項の第一種林道事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種林道事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 第二項に規定する地域の全部が一の法第十条第四項の政令で定める市に限られるものである場合は、当該市長が、第一項の書面の送付を受けたときは、第一項の第一種林道事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種林道事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

6 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べたときは、第一種林道事業を実施しようとする者は、速やかに農林水産大臣に当該書面を送付するものとする。

第十五条 令別表第一の一の項のトの第三欄に掲げる要件に該当する法第二条第三項に規定する第二種事業(以下「第二種林道事業」という。)に係る法第四条第一項の規定による届出は、別記による届出書により行うものとする。

(第二種事業の判定の基準)

第十六条 第二種林道事業に係る法第四条第二項(同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第二種林道事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが大きいこと。

二 地域の自然的・社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種林道事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなる

ることが明らかであると判断され、かつ、当該第一種林道事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ロ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地

ハ イ及びロに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

三 当該第二種林道事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種林道事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一条号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

ロ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

ハ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

二 森林法第二十五条第一項若しくは第二項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林（同法第二十五条第一項第八号、第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。）の区域

ホ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

ヘ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

ト 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

チ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域

リ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十八条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面の区域

ヌ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁^等及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）

ル 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第八条第一項の規定により定められた同項第七号の風致地区的区域

ヲ ハイからルまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

（方法書の作成）

第十七条 令別表第一の一の項のトの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する法第二条第四項に規定する対象事業（以下「対象林道事業」という。）に係る事業者（以下単に「事業者」という。）は、対象林道事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たつては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 対象林道事業の種類	対象林道事業の規模
三 対象林道事業が実施されるべき区域（以下「対象林道事業実施区域」という。）	対象林道事業が実施されるべき区域（以下「対象林道事業実施区域」という。）
四 林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度
五 主要な構造物の種類及び配置計画	主要な構造物の種類及び配置計画
六 前各号に掲げるもののほか、対象林道事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの	前各号に掲げるもののほか、対象林道事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの
七 事業者は、対象林道事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たつて、その入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、	事業者は、対象林道事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たつて、その入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、
八 第二十条第一項第二号の規定の例により区分して記載しなければならない。	第二十条第一項第二号の規定の例により区分して記載しなければならない。
九 事業者は、対象林道事業に係る方法書に第一項第三号に掲げる事項及び前項の事項について把握した結果を記載するに当たつては、その概要を適切な縮尺の平面図に明らかにしなければならない。	事業者は、対象林道事業に係る方法書に第一項第三号に掲げる事項及び前項の事項について把握した結果を記載するに当たつては、その概要を適切な縮尺の平面図に明らかにしなければならない。
十 事業者は、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあつては、対象林道事業に係る方法書において、その旨を明らかにしなければならない。	事業者は、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあつては、対象林道事業に係る方法書において、その旨を明らかにしなければならない。
十一 （環境影響評価の項目等の選定に関する指針）	（環境影響評価の項目等の選定に関する指針）
十二 第十九条 対象林道事業に係る法第十一条第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十七条までに定めるところによる。	第十九条 対象林道事業に係る法第十一条第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十七条までに定めるところによる。
十三 第二十条 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うために必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象林道事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象林道事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的情況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。	第二十条 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うために必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象林道事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象林道事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的情況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。
十四 事業特性に関する情報	事業特性に関する情報
十五 対象林道事業実施区域及び対象林道事業の規模	対象林道事業実施区域及び対象林道事業の規模
十六 対象林道事業の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要	対象林道事業の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要
十七 主要な構造物の種類及び配置計画並びに林道の供用に伴い予定される自動車の走行の概要	主要な構造物の種類及び配置計画並びに林道の供用に伴い予定される自動車の走行の概要
十八 その他の事項	その他の事項
十九 地域特性に関する情報	地域特性に関する情報
二十 気象の状況	気象の状況
二十一 地形及び地質の状況	地形及び地質の状況

(4) (3) (2) (1)

水象及び水の濁りの状況（環境基準の確保の状況を含む。）

土壤の状況

一 対象林道事業に係る工事の実施（対象林道事業の一部として行う対象林道事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。）

二 対象林道事業に係る工事が完了した後の林道の存在及び当該林道の供用に伴い予定される自動車の走行（別表第一において「林道の存在及び自動車の走行」という。）

三 対象林道事業に係る林道の撤去又は廃棄が予定されている場合にあつては、当該撤去又は廃棄

4 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとにを行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要

イ	大気環境 騒音及び超低周波音
口	(4) (3) (2) (1) 悪臭
水環境	(5) (4) (3) (2) (1) (1) から (4) までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
水質	(4) (3) (2) (1) 地形及び地質
水底の底質	(4) (3) (2) (1) 地盤
地下水の水質及び水位	(1) から (3) までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
土壤	ハ その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。)
植物	(4) (3) (2) (1) 地形及び地質
生態系	(4) その他の環境要素
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第五号に掲げるものを除く。)	二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号及び第五号に掲げるものを除く。)
景観	三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第五号に掲げるものを除く。)
イ	ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
人	四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。)
廃棄物等	五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
イ	ロ 温室効果ガス等
放射線の量	五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

5 第一項本文の規定による選定は、前条第一項に規定する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。

6 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

7 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。事業者は、次の場合のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。

8 事業者は、第一項本文の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第二十二条 対象林道事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

9 事業者の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

10 前条第四項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

11 前条第四項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集團繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

12 前条第四項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に關し、前号の調査結果その他の調査結果により概略的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第二において「注目種等」という。）を複数抽出し、これらへの生態、他の動植物との関係又は生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を適切に把握できること。

13 前条第四項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

14 前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

15 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。
(参考手法)

16 第二十三条 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めること。

17 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

18 めるとともに、第二十条第一項の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、最適な手法を選定しなければならない。

19 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

20 事業者は、次の場合のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。

21 事業者の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

22 事業者の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

23 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

24 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

25 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

26 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

27 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

28 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

29 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

30 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

31 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

32 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

33 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

34 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

35 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

36 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

37 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

38 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

39 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

40 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

41 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

42 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

43 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

44 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

45 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

46 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

47 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

48 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

49 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

50 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

51 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

52 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

53 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

54 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

55 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

- 3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するよう調査に係る期間を選定するものとする。**
- 4 事業者は、第一項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の小さい方法を選定するよう留意しなければならない。**
- 5 事業者は、第一項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載された文献名、当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるよう調査の手法を選定する調査の日時その他の当該情報の存在しておらず、かゝらず現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるよう調査の手法を選定しなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。**
- (環境影響評価の項目に係る予測の手法)**
- 第二十五条 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、**
- 第二十三条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。**
- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、第二十一条第三項各号の区分に応じて、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法**
- 二 予測の対象とする地域(第四項及び別表第二において「予測地域」という) 調査地域のうちから適切に選定された地域**
- 三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(別表第二において「予測地点」という) 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点**
- 四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯**
- 供用開始後の定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯**
- 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。**
- 3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の林道の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象林道事業に係る工事が完了する前の林道を供用することが予定されている場合にあっては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行わなければならぬ。**
- 4 事業者は、第一項の規定による予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあってはならない)。**
- 5 事業者は、第一項の規定による予測の手法の選定に当たっては、対象林道事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあってはならない)。**

- は、現在の環境の状況)を明らかにできるように整理し、これを勘案して選定しなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して確定するとともに、当該推定に当たって、国又は関係する地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう努めるものとする。**
- 6 事業者は、第一項の規定による予測の手法の選定に当たっては、対象林道事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにしなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする。**
- (環境影響評価の項目に係る評価の手法)**
- 第二十六条 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、**
- 次に掲げる事項に留意しなければならない。**
- 一 調査及び予測の結果並びに第二十九条第一項の規定による検討を行った場合においてはそのものであること。**
- 二 前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようとする結果を踏まえ、対象林道事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方針により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。**
- 三 国又は関係する地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によつて、選定項目に係る環境要素に係る基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価すること。**
- 四 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。**
- イ 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようとするもの**
- ロ 工事の実施に当たつて長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの**
- 五 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようとする手法であること。**
- (環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項)**
- 第二十七条 事業者は、対象林道事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という)を、第二十条第一項の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。**
- 2 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。**
- 3 事業者は、環境影響評価を行なう過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必
要に応じ手法の見直しを行わなければならない。**
- 4 事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。**
- (環境保全措置に関する指針)**
- 第二十八条 対象林道事業に係る法第十二条第二項において読み替えて準用する法第十二条第四項に規定する環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という)に関する指針については、次条から第三十二条までに定めるところによる。**
- (環境保全措置の検討)**
- 第二十九条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響**

をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討しなければならない。

事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討しなければならない。

（検討結果の検証）

事業者は、前条第一項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象林道事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

（検討結果の整理）

事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性的程度

三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境影響

四 代償措置にあつては、当該損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に關し、それぞれの位置並びに当該損なわれる環境

五 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠及び内容

六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠及び内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第三十一条 事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性的程度

三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境影響

四 代償措置にあつては、当該損なわれる環境及び当該創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

五 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠及び内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第三十二条 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象林道事業に係る工事の実施中及び林道の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行わなければならぬ。

一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

三 工事の実施中及び林道の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合

四 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定することとともに、

三 事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

三 事後調査の実施に伴う環境影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

五 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

（事後調査を行うこととした理由）

（事後調査の項目及び手法）

（事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなつた場合の対応の方針）

六 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

七 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の名称並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

（前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に關し必要な事項）

八 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

（準備書の作成）

九 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（準備書の作成）

十 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十一 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十二 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十三 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十四 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十五 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十六 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十七 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十八 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

十九 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十一 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十二 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十三 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十四 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十五 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十六 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十七 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十八 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二十九 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三十 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三十一 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三十二 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三十三 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三十四 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三十五 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三十六 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三十七 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三十八 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三十九 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

四十 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

四十一 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

四十二 第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一条において明らかにできるよう整理しなければならないとされた事項を記載しなければならない。

5 事業者は、対象林道事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、第三十二条第三項の規定によりできる限り明らかにするよう努めなければならない。

6 事業者は、対象林道事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

(評価書の作成)

第三十四条 前条の規定は、法第二十一条第二項の規定により事業者が対象林道事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

2 事業者は、法第二十一条第二項の規定により対象林道事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象林道事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

(評価書の補正)

第三十五条 事業者は、法第二十五条第二項の規定により対象林道事業に係る評価書を作成するに当たっては、補正前の対象林道事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

(報告書作成に関する指針)

第三十六条 対象林道事業に係る法第三十八条の二第二項の報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十八条に定めるところによる。

(報告書作成時期等)

第三十七条 法第二十七条の公告を行った事業者は、対象林道事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で、作成するよう努めるものとする。

(報告書の記載項目)

第三十八条 前条第一項の事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

1 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象林道事業の名称、種類及び規模、並びに対象林道事業が実施された区域等、対象林道事業に関する基礎的な情報

二 事後調査の項目、手法及び結果

三 環境保全措置の内容、効果及び不確実性的程度

四 第二号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性的程度

五 専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を含めるものとする）

六 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画及びその結果を公表する旨

2 前条第一項の事業者は対象林道事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十四日農林水産省令第二二号)

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二五年四月一日農林水産省令第二九号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二二日農林水産省令第五五号)

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附 則 (平成二七年六月一日農林水産省令第五九号)

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則 (令和二年七月八日農林水産省令第四九号) 抄

1 (施行期日) この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

別表第一 参考項目 (第二十一条関係)

行車び存林の自在道走動及び立事地の存在	実施工事の造形の影響	分因影響区	環境の自然的構成要要素の良好な自然環境の体系的保全をなす触れ合いの確保の負荷中の放射測定及び評価され		要環境の多様性の確保及び生物の多様性の確保及び人との豊かな触れ合いの確保の負荷中の放射測定及び評価され
			環境の区分	要環境の構成要要素の良好な自然環境の体系的保全をなす触れ合いの確保の負荷中の放射測定及び評価され	
○	○	○	土砂による水の濁り	水質	水環境
○	○		び地質	地地形及び地質	その他の環境
○	○		息べき生	注目及び生	動物
○			群落	種及び種	植物
○			生態系	生態系	生態系
○			景観	景観	景観
○			主要な眺望	主要な眺望	人と自然との触れ合
○	○		の場の活動	の場の活動	の場の活動
	○	○※	二酸化炭素の放出量	ガス効率	放射線の被曝されるべき環境要素

備考	
の走行	
イ 林道の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式であること。	○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。
ロ 林道の構造の種類に応じた工事用機械を用いて工事を行うこと。	ハ 工事の完了後、当該事業の目的である林道の構造物が存在し、かつ、当該林道上を自動車が走行すること。
四 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りによる水の濁りに係る環境影響が最大となる時期	一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する林道事業の内容を踏まえて区分したものである。 三 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 四 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地若しくは地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している、景観資源を眺望する場所をいう。 六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 八 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
三 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りによる一時的な影響	別表第二 参考手法（第二十三条関係）
参考項目 環境要影響要因 の区分 分 素 土砂に造成等の工事による水工事による一時的な影響	参考手法 調査の手法 一 調査すべき情報 二 濁度又は浮遊物質量及びその調査時 間における流量の状況
四 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りによる一時的な影響	予測の手法 事例の引用又は解析 一 予測の基本的な手法 二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けれるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期

重要地質及び地形	重要な事業の立地の存在	道の存在	重要な地形及び地質	重要地質及び地形			
重要性	種目	地點	種類	重要性	種目	地點	種類
砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するため必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	五 調査期間等	流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	重要性	一 調査すべき情報	イ 地形及び地質の概況	ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性	二 調査の基本的な手法
文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	二 調査地	三 調査地域	対象 林道事業実施区域及びその周辺の区域	四 調査地点	一 予測の基本的な手法
地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報	五 調査期間等	地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報	五 調査期間等	二 予測地域	二 予測対象時期等	二 予測の基本的な手法	二 予測地域
ハビタット及び生息環境の状況	イ 生息地	ハビタット及び生息環境の状況	ハビタット及び生息環境の状況	二 予測地域	二 予測対象時期等	二 予測の基本的な手法	二 予測地域
文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地域	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	三 調査地域	対象 林道事業実施区域及びその周辺の区域	四 調査地点	三 調査地域	三 調査地域
動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地	四 調査地点	動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地	四 調査地点	五 調査期間等	五 調査期間等	五 調査期間等	五 調査期間等

めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

一 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

二 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地若しくは地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

三 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している、景観資源を眺望する場所をいう。

四 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

五 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

六 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別記様式(第十五条関係)

第二種事業概要等届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
届出者 (代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の権利部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る第二種事業について、環境影響評価法第四条第一項の規定により次のとおり届け出ます。	
第二種事業の名称	
第二種事業の目的	
第二種事業の種類	森林法第百九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業のうち森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号(二)及び同項第二号(三)に規定する林道に係るもの
第二種事業の規模	
第二種事業が実施されるべき区域	
第二種事業に係る技術、工法その他の事業の内容のうち同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項	
〔記載事項〕 1 第二種事業の規模の欄は、当該第二種事業の林道の幅員及び長さについて、幅員はメートル、長さはキロメートルを単位として記載すること。 2 第二種事業が実施されるべき区域の欄は、①当該第二種事業の起点及び終点の道県及び市町村の名称②当該第二種事業が実施されるべき区域が含まれる道県及び市町村の名称③当該第二種事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況を記載するものとし、当該区域を明らかにした適切な縮尺の平面図を添付すること。 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。	